

# 第5次京都府食育推進計画の策定について

## 1 策定の根拠

- ・食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により、都道府県推進計画を策定
- ・第4次京都府食育推進計画（令和3～7年度）は令和7年度までの計画のため、第5次計画を令和7年度中に策定

## 2 策定スケジュール（案）

